

会 議 録

1 会議名

令和2年度 第12回高田区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 令和3年度 地域活動支援事業 採択方針等の検討について（公開）

3 開催日時

令和3年2月8日（月）午後6時30分から午後8時08分まで

4 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：飯塚よし子、浦壁澄子、小川善司、北川 拓、佐藤三郎

澁市 徹（副会長）、杉本敏宏、高野恒男（副会長）、富田 晃

西山要耕、廣川正文、本城文夫（会長）、松倉康雄、松矢孝一、宮崎 陽

村田秀夫、吉田昌和

・事務局：南部まちづくりセンター：堀川センター長、田中主任

8 発言の内容

【田中主任】

・栗田委員、小嶋委員、茂原委員を除く17人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告

【本城会長】

開会に先立ち、澁市副会長より発言の機会を求められているため、これを許可する。

【澁市副会長】

2月1日の地域協議会で、私がフライングというか、手続き上のミスで、自治・地域振興課岡村課長に質問状を出した件について、2月2日午後に課長に会い、お手数をかけたとしてお詫びし、質問状を取り下げてきたことを報告する。委員の皆様にもご迷惑をおかけした。

【本城会長】

- ・会議の開会を宣言
- ・会議録の確認：澁市副会長、西山委員

次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

【堀川センター長】

- ・資料により説明

【本城会長】

「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

— 次第3議題（1）令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について —

【本城会長】

次第3議題「（1）令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について」に入る。

委員より出された意見を基に、令和2年度版の資料A「上越市地域活動支援事業募集要項」からE「提案書にかかる質問票」を見ながら1つずつ協議・決定していく。進め方として、委員より出された意見については資料に記載しているため、基本的に意見を出した委員からの説明は省略したいと思う。

この進め方としてよいかを諮り、委員の了承を得る。

他の委員より質問等が出た場合には、補足説明として提案者より説明を求めるところとする。

— 「A 募集要項」 —

【本城会長】

- ① 「募集期間」については、前回の会議にて意見を出した委員より取り下げの

申し出があった。

募集期間は令和2年度と同様とし、令和3年4月1日(木)から4月20日(火)までとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に②「採択方針と審査基準 (2) 継続事業について」である。これには3人の委員より意見があった。令和2年度までのルールでは、平成30年度を基準として、提案された事業内容が前年度と同じ内容が含まれている場合には「継続事業」と判断した。さらにその提案が3年継続して採択された場合には、10パーセントを補助金希望額から減額することとしていた。委員より出た意見も踏まえ、意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

現在は、継続事業を1年毎に「5パーセント」「10パーセント」と減額をしていく形である。これは前期の地域協議会から始まった。当時は、委員の任期が残り1、2年で終わるため、どこまで減額を続けるかについては、今期の委員が判断して決めることとして、前期の委員ではそこまで決めなかった。

以前に事業を継続して行っている提案者より、「どこで減額がストップするか決まっていないのか」と聞かれた。できることであれば、事業を提案していく中で30パーセントまで、50パーセントまで減額するといったように、最終地点がわかると提案者側としても理解して提案をすることができると思う。それを決めて教えてほしいと継続事業の提案者よりいわれた。

今度の活動報告会で質問をされることもあると思うため、減額率の上限を定められればよいと思う。以前、板倉区が行っていたものは、5パーセントずつ6年間、30パーセントが上限になっていたようである。そういったことを高田区でも取り決めてはどうかと思う。

【富田委員】

継続事業について、自分は「最大5年間」と内容もよくわからずに意見を出した。いろいろな意見を聞くと、その事業の自立性を鑑みて、10年も継続しているとマンネリ化というか、本当に自立するのかどうかといった意見も少しあったため、「最大5年間」としてはどうかと考えた。

ただ、地域活動支援事業はこれまでに11回行っているが、内容は具体的にはわ

からない。全く同じものなのか、例えば「お馬出しプロジェクト」であれば少しずつ変えている。事業の継続云々といった定義がいろいろとあったが、どのように編成したらよいかと思うところもある。

地域協議会委員を1期より務めている委員に聞きたいのだが、全く同じことを行っているということではないのか。そうであれば変わってくると思う。自分が「最大5年間」とした理由は、全く同じような内容の事業を継続しているのであれば、本当に自立性があるのかと思ったからである。例えば「青田川を愛する会」は、毎年テーマが違うが、そういった事業も継続事業になるのか。自分は地域協議会委員1年生であるため、その辺の詳細な内容が理解できていない。とりあえずは、自立を考えた「5年間」がよいと思っているが、中身がよくわかっていないため、他の委員の意見を聞きたいと思う。

【宮崎委員】

自分は野放しでよいと思っている。この論議はこれまでもずっと行ってきた。「自立できない団体」はやめていけばよいと思う。

【西山委員】

事業の継続について、「5年経過したため提案してはいけない」「7年経過したため、この団体は地域活動支援事業に申請してはいけない」とすることは、少し乱暴かと思う。そのために減額や審査も厳しくなっているので「何年」と決めなくてよいと思う。

ただ、毎年同じ事業を行っていれば審査で点数が下がる。または厳しくなり、継続事業として採択された事業でも協議により不採択となった事例もある。それでよいと思っている。

【本城会長】

提案団体によっては内容的に、継続性のある事業、あるいは新規の内容が取り入れられた事業等、いろいろと年度ごとに違うと思う。その辺の判断については、西山委員の発言にもあったように、3か年継続で減額をしていくやり方である。

例えば、前年、前々年度より減額するパーセントを今後どこまでを上限として行っていくのか、また「30パーセント」、「50パーセント」程度までの段階的に、ある程度の制限を設けてもよいのではないかというような含みのある提案だった

と理解した。

解釈によって、新年度より「何か年間」と判断するのか、あるいは、さかのぼって「5年間」とするのか。あるいは、今まで継続していた事業に対して「5年目」と区切るのか。これは富田委員の質問内容とは異なるが、西山委員としては、今までどおりの制度でよいということなのかを確認したい。

【西山委員】

地域協議会委員の任期は4年である。4年の任期が終了すると「また改めて」ということになってしまう。だがそれだと、毎年5パーセントずつ減額とした場合、最大で20パーセントの減額で終わってしまう。そして20パーセントの減額で終わって、次の年にはまたゼロになるのでは「5年」とする意味がない。昨年までで10パーセント減額とした継続事業もあるため、3年目で15パーセントとする方がよいと思っている。

【杉本委員】

地域活動支援事業が開始される以前は、提案団体が自分たちで寄付を集める等して事業を行っていた。だが、この地域活動支援事業で補助金が貰えることになったため、寄付集め等をやめてしまった団体がたくさんある。地域活動支援事業の制度が団体の自立に本当に役立っているか否かがそもそもの疑問であり、いろいろな議論を長年続けてきた。地域活動支援事業の補助金を使用して一定程度頑張った後は、補助金に頼らなくとも自分たちでできるようになってほしいということが自分の希望である。そのため、こういった減額制度はあってもよいと思っている。

【本城会長】

いろいろな意見があった。自立を促すような意味合いもあり、またある意味では市長の政策であるため、市長が交代した際には事業がなくなるかもしれないという保証のない制度でもある。

意見にもあったように、どのようなかたちになるかは不透明であるが、今の段階で、自分たちの任期の中で「今までどおり」としてよいか、あるいは、さらに減額していくか意見を求めたい。本日は令和2年度と同様とするか、あるいは、変更するかを検討したいと思う。

西山委員より出た意見は、若干の減額を加えてよいのではないかと受けとめた。

そのあたりで整理してよいか。

【松矢委員】

基本的には杉本委員の発言にあった考え方でよいと思う。そして最終的には自立してもらいたいと思っている。そのため「期限を決める」「パーセントを決める」といったことではなく、宮崎委員の発言にもあったように、5パーセントずつ減額していくことでよいと思う。今までのルールを継続してはどうか。

参考までに、自分は3つの団体に入っているが、3団体とも自立している。3団体共に会費で運営しており、一切の補助は受けていない。それでも立派にやっている。やはり、いつまでも親のすねをかじるのではなく、自立して事業を行うことが本来の意味だと思う。そのためこれまでどおりのルールで今後も審査をすればよいと思う。

また本城会長の発言にもあったように、市長が交代すれば、事業自体がなくなるかもしれない。そして今回の大雪でいろいろと予算を使ってしまい、それが原因で廃止になることもあり得るかもしれない。

今のまま継続して5パーセントずつ期限なしで減額していけばよいと思う。

【吉田委員】

今までどおりでよいと思うが、減額について、過去約10年間を見ても、寄付金を集めている団体もあるが、自立して活動できるような団体はなかなかないように思う。「30パーセント」「50パーセント」と決めてしまうと、提案する団体の意気込みがそげてしまうかもしれない。そのため自分としては、毎年5パーセントずつ減額をしても、最大で20パーセント程度が妥当かと思う。毎年5パーセントずつの減額で最終的に補助金が「ゼロ」になってしまったら、事業を行う気持ちがなくなってしまうと思う。

これまで毎年提案されている事業を見ても、なかなか自立できるような団体もないと思う。そのため、自立するためにも、最大でも20パーセント程度に抑えた方がよい。ボランティアで活動している団体もあるため、希望がなくなってしまうと提案する気持ちもそげてしまうと思われる。

【北川委員】

この地域活動支援事業の目的はいくつかあり、「自立」だけではないと思う。「ま

ちづくり」「活気のある地域」というところで考えると、営利企業であれば稼いで自立をし、その稼ぎで事業ができると思う。だがほとんどが「非営利団体」「ボランティア」「NPO団体」といった団体からの申請が多いように思う。

例えば、祭りの事業がいくつかあったかと思うが、会員からの会費だけではそういった事業もできない。参加者から1人1,000円ずつ徴収することができればよいかもしれないが、そういった団体ではなかなか自立することは難しいと思う。

いろいろな事業があるが、こういった支援事業があることで地域が活性化したり、子どもたちも喜んで参加したり、イベントに足を運ぶように思う。

【富田委員】

何のために自立するかを考えたときに、自分もこの11年間の高田区の地域活動支援事業を全て調べてみた。どのくらいの件数が出たかを調べたところ、2019年は30件の提案があった。できるだけ活性化させることが本来の趣旨であるため、活性化させるためにはいろいろな提案をした方がよい。

どのような団体が提案をしているのかを調べてみたところ、多少内容は違うかもしれないが、10数件の団体が毎年同じような提案をしていた。そういった団体が長年居座ってしまうと、他の団体が手を上げて減額されてしまう。だが採点結果が高く、問題なく採択となるかもしれない。

自立は何のためにするかというと、高田区を活性化させるためだと思う。そして初めて手をあげた人を高田区の活性化のために選ぶとしても、金額で不採択となるかもしれない。そのために自立をお願いしているのではないか。自立の趣旨としては、そういうことだと思った。

【本城会長】

先ほども説明したように、意見を出した委員の説明ではなく、なるべく質問者の質問に答えていただく形としたい。そのため、なるべく意見を出した委員は発言しないでほしい。本日は協議しなければならないことがたくさんあるため、なるべく簡潔に会議を進めたいと思っている。

すでに意見が2つ出ているので内容をまとめたいと思う。現行のままとするか、あるいは変更するか、採決したいと思うがよいか。

【西山委員】

とりあえず令和3年度は3年目であるため15パーセント減額としてはどうか。年度の期限を設けるか否かについては、ここで議論をしていると本当に長くなってしまう。令和3年度は「継続」で15パーセントの減額として、令和4年度以降については、また時間がある時に話し合っただろうか。

【本城会長】

継続事業の減額については、令和2年度と同様に継続年数に応じて減額することによりかを諮り、委員の了承を得る。

次に③「採択方針と審査基準（3）審査基準」である。これには1人の委員より意見があった。出された意見を踏まえ、意見のある委員の発言を求める。

【吉田委員】

高田区では20件から30件の提案が出されるため、全ての事業でプレゼンテーションを行っているとう方もない時間がかかってしまう。そのため現行どおりでよいと思う。

【西山委員】

時間がないため、なかなか全員が揃って話を聞くことができないということもあるが、それをカバーするために提案団体に質問書を出すことができる。質問書については、質問した委員だけではなく全委員に質問内容と回答が届けられている。そのため、現行のままでよい。

【本城会長】

プレゼンテーションは大変よいことだが、高田区の場合はかなりの時間を要してしまう。また提案内容に対して質疑があれば、委員から提案者に質問書を出して回答を求めることを高田区では行っている。

プレゼンテーションは実施せず、現行どおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に④「応募方法」である。これには2人の委員より意見があった。出された意見を踏まえ、意見のある委員の発言を求める。

【北川委員】

西山委員の意見にある「提出用紙・要項の簡略化」については、自分も賛成である。申請する側にとっては、初めの頃と比べてだんだん複雑化してきている。もう

少し申請しやすい用紙・やり方にした方がよいと思っている。

【本城会長】

西山委員に確認である。簡略化というのは、具体的に何を簡略化することを求めているのか。

【西山委員】

他の区では、市で指定されている申請書のみ記載して提出し、審査している区が多い。高田区ではなぜこれほどたくさん様式が付いているのか。既存の市の申請書等の様式の中に高田区独自の内容を記載して提出するのでは駄目なのか。

例えば、提案の将来性について記載があった方が、自分たちとしては審査しやすい。審査のしやすさを取るか、提案側の申請のしやすさを取るかだと思う。今の方法が悪いということではないが、提案書から読み取ればよいと思う部分もあり、他の区で行っているように市で指定された所定の様式のみとし、簡略化してもよいのではないか。

【本城会長】

意見の中に「構成員の名前・年齢を記載してもらってはどうか」との、プライバシーに関わるような内容もある。これについて意見等ある委員の発言を求める。

【宮崎委員】

申請できるのは5人以上で構成する団体である。団体の場合はどうするのか、全て記載しなければならないのか。このようなことはしなくてよいと思う。

【本城会長】

提案団体の中には、5人程度のグループもあれば、何百人と会員がいる団体もある。組織の規約等を見ても、役員構成もいろいろあり、一概には言い切れないと思う。自分としては「名前、年齢、仕事の有無を記載する」「自己採点をしてはどうか」の2つの意見については、少し無理があるように思う。したがって、これについては「現行どおり」でよいと思っている。

またもう1つの西山委員からの意見にある「様式の見直し」については、委員の賛成が得られれば正副会長で検討の上、次回の会議で提案したいと思っているがどうか。

【吉田委員】

西山委員より出された「簡略化」については、自分も大賛成である。毎年どんどんと増えているように感じており、これでは提案者側もよほど文章能力がなければ大変な状態になってしまう。そのため、できるだけ簡略化した方がよいと思う。

また、富田委員より出された「提案者の明確化」については、現行どおりでよいと思う。

【宮崎委員】

今までの経過の中で、高田区ではヒアリングをしないため、その提出書類や要項があるのだと思う。ヒアリングをしなくとも、書面できちんと検討することができるとして、ここまで絞ってきた。簡略化することに反対である。

【村田委員】

自分は本日、今年度の提案書の綴りを持参した。直接の説明を聞かずに判断・評価をしなければならないため、やはりこれぐらいの資料は提出してもらわなければならないと思っている。評価をする意味でも、やはりこれぐらいのレベルは必要かと思った。

また前年度にも事業を行っているのであれば、写真等もあるとわかりやすいと思うが、これは報告書等、別のかたちで提出されているのであれば、それを見ればよいことである。直接のプレゼンテーションがないため、判断する材料としては必要だと思う。

【北川委員】

西山委員の提案は、簡略化や簡素化という意味ではなく、高田区独自で行っているものをなくす・見直すということだと思う。

【西山委員】

基本的にはそうである。「基本的な申請用紙だけでは駄目なのか」と聞かれた。同じようなことを記載するため、それを二重、三重書きするのであれば、読み取ってもらえればよいとも言われた。それであれば普通の様式でもよいと思い意見として提出した。

【北川委員】

市が定めている様式でよいのではないかということである。

【浦壁委員】

以前、自分が組織している団体で申請を出そうと思ったことがあるが、相当なエネルギーが必要だと思った。自分は過去に仕事でいろいろなことを経験しているが、これは普通の人には大変だと思った。だがよく考えると、市民の血税をただ同然で貰うわけである。そういつてしまうと語弊があるかもしれないが、それくらいの厳しさがあってもよいと思う。提案書を記載するためには、相当の計画と裏付け、実行性を持ち、やれる自信がなければ応募できないと思う。自分は今のままでよいと思うので、簡略化には反対である。

【本城会長】

応募方法（名簿等の記載、自己評価、提出書類の簡素化）について、採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、現行どおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したため、応募方法については簡略化せず現行どおりとすることに決する。

提案団体の構成員の件については、その情報の提出を求めないでよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に⑤「補助金額」である。これには自分が意見を出した。高田区の令和2年度の配分額は1,240万円となっており、1,300万円に近い金額が配分されている。応募団体の数にもよるが、配分額の1割程度を上限として、多くの団体の活動を支援できるようにしたほうがよいのではないかと思う。過去の提案を見ると130万円を超えたかなり大きな金額で活動している団体もある。自助努力ということも含めて、1割程度を上限としてはどうか。

【浦壁委員】

限度額の上限については、自分も決めるべきだといつも思っていたが、上限金額については、100万円程度でよいのではないか。

ただ、補助金の上限額の検討をすることはよいが、どうするのかまではここでは決めない方がよい。

【本城会長】

過去の提案を見ると、自力のある大きな団体が高額を持っていくこともあったように思う。また事業内容によっては、もう少し節減できるのではないかと思えるものもあったように思う。

一概に上限額が100万円、120万円と幾らがよいかはわからないが、高田区の配分額に相応する上限額があってもよいのではないかと思う。これについては、申請された段階で内容も含めて検討しなければならない。

上限額を決めること自体、よいのか否かもわからないが、1つの目安としてそういったことを決めておいた方がよいのではないか。

【宮崎委員】

この話も最初から出ており今に至っている。上限額を決めないで自由に行っている区は高田区だけではないか。それは、高田区の委員自身の判断に委ねられている形だと思う。おかしいと思うのであれば、点数を入れなければよい。それが自分の考え方である。自由に提案してもらってよいと思う。金額で差別することには反対である。自分たちは事業内容で審査をしているはずである。

【浦壁委員】

何期か地域協議会に携わっているが、大体、高額な提案を出してくる団体は、あまり努力せずに自己資金はゼロで申請しているように思う。自分としては、そういったところがどうも納得がいかない。自分が採点をする際、そういった点は納得がいかないため点数に反映している。

しかし合計得点で採択となることもある。金額は後ほど決めるにしても、上限金額を決めることには賛成である。自分は意見として出さなかったが、予てより上限金額がないことはおかしいと思っていた。

【富田委員】

2011年は24件の提案があり、18件が採択された。中には、320万円や210万円の大きな金額の提案もあり、結構絞られていた。最初の頃は結構、厳しかった。それは大きな額があったからである。

ただ提案者もそれがわかってきて、最近では金額の大きい提案でも130万円、120万円程度となっている。提案者側も自覚しているので、自分は上限金額を決めなくてもよいと思っている。

【西山委員】

これまで上限金額を決めてこなかったことについては、話が出てこなかったということではなく、逆に毎年議論には出ていたが、結果が出ていなかったということ

である。

理由の1つとしては、ある程度の金額を決めてしまうと、やりたい事業ができず様々な項目を削って金額を調整しなければならなくなってしまう。そうすると「自分たちでできるため、もうこれ以上はやらなくてもよい」「100万円の事業だけやればよい」といった話もあった。プラスアルファで活性化をするのであれば、もう少し補助し、わざわざ「100万円」「50万円」といった上限をもうけなくてもよいとの話も出た。

今まではそういった意見で、一応「申請額の10割全てを補助する」「上限金額がなかった」ということが、話合いの結果であり、上限金額が決まっていなかった経緯である。

【杉本委員】

最近は、上限金額を設けなくてもよいと思っている。継続事業には、毎年5パーセントずつ減額していく取り決めがあるため、少しセーブできるのではないかと感じている。

最初の頃は金額の張る提案がいくつかあった。例えば、本町通りで何かのイベントを行うための音響設備を購入する提案がされたことがあった。しかし今は、そのような大きな設備を購入するような提案はあまり出てこなくなったような印象を受けている。

また、そのような大型の設備を購入した場合、税金で購入したためしっかりと管理してほしいといった話も出た。だが、現在は購入したものがどこにいったのかもわからない状況である。セーブするのであれば、例えば、10年であれば「10年間はきちんと管理してほしい」としなければ、何のために税金を使っているかといった話になると思う。

【本城会長】

今年度は、新型コロナウイルスの影響により応募件数がかなり少なかったが、それまでは小さな団体も含めて、予算の関係で不採択となっていた。点数は満たしているが、予算ボーダーラインで不採択といった傾向が過去の提案では目立った。そのため、ある程度の上限金額を決めてかからなければ、小さな団体を救いあげることができない。より多くの団体から、地域活動支援事業に参加してもらえるように

してはどうかと考えた。そのような思いから「上限」との言葉を使っている。今年度については新型コロナウイルスの影響もあり、提案が少なかったため予算残額が発生した。だが過去の例からすると予算ボーダーラインのすぐ下の団体を救い上げられなかったことが見受けられた。そのため、上限金額を決めるなど対応が必要かと思っていた。

【西山委員】

イベント等の活動ではなく、物を買う提案がだんだん少なくなってきたように思う。先ほどの杉本委員の発言にあったような放送器具等を購入する提案は、実際には委員より「これはおかしい」と判断され、結局購入できなかった提案がほとんどである。

過去に、映画館の改修事業で300万円程度の高額な提案もあったが、最近はそのような事業も少なくなってきた。提案側でそれなりに100万円程度の事業を提案してきている。そのため、もう少し様子を見てもよいかと思う。

今年度は新型コロナウイルスの影響もあり提案件数が少なかった。状況が悪くなれば上限金額を決めてもよいと思うが、今の時点では現状維持のままだもよいと思っている。

【浦壁委員】

今までの経緯はそれでよいと思うが、これからどうするのかということである。ちょうど今、見直しを行っている。上限金額を設けるか否かについて、この会議で決めた方が建設的かと思う。

やはり、自分たちのまちを活性化する・元気を出すには、小さい団体を数多くしたほうが、本当に多くの人たちに恩恵が行き渡ると思う。活気が出るためにも、そういう団体を数多くしたほうがよいと思う。

先ほど西山委員より「これまでは上限金額の話が出なかった」との発言があったが、確か自分が最初に地域協議会の委員になった際に、自分がその話を出したと思う。だが委員になったばかりということもあって、取り上げられないままだやむやみに「上限なし」の状態これまで来たわけである。今回、ちょうど見直しの話題となっているため、上限を設けるか否かについて決めることができれば、はっきりするのではないかと思う。今までの経緯は、それはそれで仕方がない。

【吉田委員】

自分は上限を設けなくてよいと思う。近年の状況を見ていると、大体の提案団体は常識のある金額を出してきている。ただその中で、正式な金額は忘れてしまったが、青年会議所が主体となって提案している団体が、ある程度大きな金額で提案してきたと記憶している。こういった団体は、ある程度自力があるため、もう少し考えて提案を出してほしいと思う。それ以外の団体は、大体、常識あるかたちで提案してきていると思うため、自分はあまり上限金額を設けたくない。自力のある団体については、点数で調整をするような感じでよいと思っている。

【松矢委員】

やはり上限金額を設けた方がよいと思う。自分も以前より、疑問に思っていた。本城会長と浦壁委員の発言にもあったように、確かに、内容的に救いたいと思うが、金額で採択できなかった事業が結構ある。そのような内容の事業を救ったほうがよいと思う。やはり高額だと思ふ事業が時々ある。詳細な金額までは決めないにしても、上限金額を設けることには賛成である。

【本城会長】

詳細な金額はさておき、「上限金額を設けるべき」との意見と、「上限金額は設けない」との意見に分かれた。

補助金額に上限金額を設けることについて採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、上限を設けないことに賛成の委員数が過半数に達したことから、現行どおり上限金額は設けないことに決する。

次に⑥「フロー図」である。これには1人の委員より意見があった。事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

この募集要項は、最終的に市が印刷して発行するものである。その視点で提案事業の募集から実施結果の公表までの流れを示している。その中の④は、地域協議会が審査することが示されているフロー図になっている。

【本城会長】

事務局の説明のとおりでよいか確認し、委員の了承を得る。

以上で「A 募集要項」を終了する。

— 「B 審査・採択の基本的なルールについて」 —

【本城会長】

次に「B 審査・採択の基本的なルールについて」に入る。

⑦「1. 審査の基本的なルール（1）提案事業の審査・採点者」である。これには4人の委員より意見があった。これについて考える場合、提案団体に関係する委員の定義についても考える必要がある。これについて意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

知り合いがいるか否か、自分が所属しているか否かの話はわかるが、例えば、1つの事業は関係者がおらず1人しか知らなかったため19人で採点をした。もう1つは知り合いが多く、半数以上の12人が関係者であったため8人で採点をしたとする。その場合、平均点で出すのか。どのような採点のやり方をするのかをはっきりしなければならないと思う。例えば、8人しかいない場合でも、平均点は8人と19人を同列に、平均点で割合を出すのかをはっきりしなければならないと思う。審査を辞退する、しないの話と併せて、その部分もどのように考えているのかによって違うと思う。

【富田委員】

地域協議会のメンバーは20人いる。若い委員もいるが、20人のうちのほとんどが60代以上であり、人生でいろいろなことをしてきた。そして、地域協議会はあくまでもボランティアであり、「高田区を活性化したい」という熱意から委員に手をあげていると思う。自分はその良心を尊重したいと思っている。「自分は知っているから、点数をよくしよう」といった個人的なことや付度を考えるような人はいないと思う。そのため審査を辞退せず、今までどおり全員で審査すればよいと思う。

【本城会長】

この件について、2月4日の事前協議にて、正副会長で意見交換をした。

現在「委員は、全ての提案事業について審査を行う」となっているが、「提案団体

に関わっている委員は良心に従って、関係する事業の審査を辞退することができる」。もう1つ、個人的にいろいろな事情がある場合は、「全事業の審査を辞退することができる」と整理できれば、すっきりするのではないかと正副会長会議では意見交換をした。参考までにこのようなかたちとしてよいか、改めて意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

それはよいと思う。それぞれの権利である。ただし審査を辞退した場合、採点をした人数が違う。平均点で審査するのか、どのようなかたちで行うのか確認しなければならない。同一線上のきちんとしたラインにあげるのかを説明せず、ただ「辞退してよい」と言われても判断できない。審査を辞退した委員の点数が入らず、例えば、25点満点の人もいれば、辞退しない委員の点数も平均点に含まれるのか。平均点で出すのかについて、どのように考えているのか、教えもらえると判断できると思う。審査を辞退すると平均点の分母が違ってくる。

【本城会長】

正副会長会議の中では、平均点で審査をしたいと思っていた。そうすると、公平性が出るだろうとの話はした。そのようなことで、先ほど自分が発言したようなかたちで「審査を辞退することができる」、あるいは「個人の事情により、審査を辞退することもできる」と考えた。

【西山委員】

では確認である。自分で自主的に審査を辞退することはできるが、他の人から「あなたはこの団体に知り合いがいるため、審査から抜けたほうがよい」ということではないということか。

【本城会長】

先ほども発言したように、「良心に従って」ということである。

【西山委員】

了解した。

【本城会長】

それしかないと思う。

【宮崎委員】

自分で審査を辞退すればよいと思う。自分は1期より地域協議会委員をしているが、誰が、どこに所属して、何をやっていたのかということと言われた。最近はややく言われなくなった。地域の人たちは見ており知っている。最近はあまりなくなってきたが、今まではひどかった。だがそれは自制の問題だと思う。そういった点では、この高田区の委員が皆、自分の意思が本当に公平だった。そのため現行のままよいと思う。

ただし、澁市副会長が以前に発言したように、利益相反という物の考え方をきちんと自分たちが捉え、対応しなければならない。そういった点では、真剣に反省とか検証をして、本当に公平に、後ろ指を指されないような評価をしていきたいと思う。

【松矢委員】

自分も現行のとおりでよいと思う。やはり地域協議会委員は、公平中立で審査すべきである。仮にその団体に関係する人であっても、審査すべきだと思う。

やはり何事もこういった審査というものは、ある程度は私情が必ず入ると思う。関係する人を排除することは、なかなか難しい。地域協議会委員の中で団体の代表者をしていけば、この人が代表者だとわかる。だが「隠れ応援団」のような人をどう探すのか。それはもうどうしようもない。そのため、よい、駄目ではなく「良心に従って」審査をすればよいと思う。

【本城会長】

先ほども自分が発言したように、「良心に従って」ということであるため、そこは常識的に判断してはどうか。

【浦壁委員】

その人を排除した場合、今度は点数の平均点をどうするかなど、かえって複雑になり收拾が付かなくなると思う。公平性・明瞭性等、明確なことは望めないと思うため、現行どおりでよいと思う。

ただ以前、澁市副会長が出した意見で「委員は全ての提案事業について審査を行うとの条項を削除することを提案します」とあったが、これはおかしいと思う。

提案者は事業を行うためにすごくエネルギーを使うと思うが、それによって、どのように考えているか、どのような活動をしているか、委員として情報を仕入れる

ことができる唯一の場でもあると思う。そのため、条項を削除することについての提案には反対だが、採点については現行どおりでよいと思う。

【吉田委員】

自分も現行どおりでよいと思う。いろいろと意見も出たため、そろそろ採決を取ってはどうか。

【西山委員】

1点質問である。審査を辞退した場合、ただ単に審査をしないのではなく、きちんと何のために審査をしないのかということ、例えば本城会長や事務局に報告するのか。単純に審査をしませんとするのか。本当に採点を拒否するのであれば、それなりの理由を皆に公開はしなくとも、せめて会長等に説明をしなければならないように思う。「面倒だから」と20人全員が審査を拒否することはないと思うが、審査をしないのであれば責任があると思う。そこら辺は何らかの形で、きちんとしてもらいたいと思う。

【北川委員】

時間もだいぶ経過しているため、変更するか否かの採決を取ってはどうか。

【澁市副会長】

これは憲法に関わる問題なので、知り合いの弁護士に聞いた。「辞退することができますよね」と尋ねたところ「そうだよね」とのことであった。また、「理由を明かす必要はあるのですか」と尋ねたところ「それは自分の良心に従っているわけだから、全く明かす必要はない」とのことであった。ちなみに、弁護士は馬場弁護士事務所である。

【本城会長】

先ほど説明した正副会長会議の中で意見交換したことも含め、意見が分かれている。

提案事業の審査・採点者について採決することを諮り、委員の了承を得る。

採決の結果、現行どおりとすることに賛成の委員数が過半数に達したことから、審査・採点には委員全員が参加とすることに決する。

【松矢委員】

採決で決まったためよいが、参考までにひといいわせてほしい。審査を辞退する

ということは、自分は中立公平に審査しないと言っているようなものである。辞退する人がいればの話である。そのため、やはり現行どおりでよいと思う。そういうことだと思う。審査を辞退するということは、「自分は公平に審査することができない」という意味だと思う。

【本城会長】

次に⑧「(2) 委員による提案内容の確認」である。これには自分が意見を出した。これについて意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

この件について、これまでの経緯も含めて話をしたいと思う。

地域活動支援事業の最初の頃は、提案者に質問する際は委員名を出さなかった。そうしたら1つの団体に対して、20、30件もの質問が出た。これはオーバーな話ではなく、本当の話である。記名しないため「何でもいってよい」という感じで、1つの団体に対して重箱の隅をつつくような質問が出た。そして提案団体より、「こんなことであれば、地域活動支援事業の補助金はいらぬ」と辞退されてしまったことがある。それもあって、地域協議会で協議・検討して、質問するのであれば委員名を載せた方がよいということになった。

もう1点。質問に委員名を載せると、提案団体で知っている人がいた場合「なぜ、このようなことを質問するのか」と直接言われるため、本当は記名しないほうがよいと思っている委員も多い。委員名を載せるようになってから、質問数が3分の1、4分の1程度に減ったことは事実である。

そのようなことから、質問をすることの責任もあるため記名してよいと思う。

【本城会長】

現行では、必要に応じて事務局が質問の意図を確認し、提案者に質問事項を送付している。案としては、「事務局は必要に応じて質問の意図を確認し、正副会長に諮った後に質問者名を付さないで質問事項を提案者に送付する」である。委員より出た質問は正副会長で確認し、例えば西山委員より質問が出た場合には西山委員の名前は伏せて、提案団体に質問を出すということである。

【西山委員】

正副会長でふさわしくないと思う質問については、「出さないほうがよい」との判

断をするということか。これはおかしいと思った質問を正副会長の判断で提案者に伝えない可能性が生じるということか。

【本城会長】

それは当然、質問者と正副会長で協議をする。そういった事前協議は必要だと思う。勝手に正副会長でよい、悪いといった決め方ではなく、質問した委員に対して正副会長で確認をし、整合性を取りながら提案団体に送付するということである。

最初から名前を記載しないということではなく、記名の上で質問を出し、事務局を含めた正副会長で確認をして、その質問に対して疑義があれば質問者に正副会長が確認の上で送付する。

【西山委員】

正副会長でチェックをするというのはおかしいように思う。事務局で手続きをするのは分かるが、正副会長も採点者である。正副会長が採点をしないのであればよいと思う。

【本城会長】

それは最初に説明したように、あくまでも事務局で行う。必要に応じて事務局が質問の意図を確認するということである。西山委員の言うとおりでと思う。それを自分は最初に説明した。

質問の意図を諮った後で、正副会長が質問者の名前を付さないで送付するということである。あくまでも、チェックは事務局である。

【浦壁委員】

本城会長の提案でよいと思う。

これは正副会長だけで独自に決定するような感じに取られる文章となっているが、あくまでも質問者に意図を今一度確認をするということだと思う。それは大事なことだと思う。それさえやってもらえるのであれば、この方法でよいと思う。

【本城会長】

提案者に質問する際の委員名の記載について、正副会長提案の「事務局は必要に応じて質問の意図等を確認し、正副会長に諮った上で質問者名を付さないで質問事項を提案者に送付する」としてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に⑨「追加募集の有無」である。これには2人の委員より意見があった。これ

について意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

地域活動支援事業の予算については、全額きっちりと1円単位まで使い切らなければならないとの市の取り決めがあるのか。多少の配分残額が出た場合、その少ない金額のために追加募集をして、また審査をすることも労力である。

残額が出た場合、市へ返金になる。高田区の地域協議会委員20人がその都度、残額等の状況等を見て、追加募集をするか否かの判断をしてもよいと思う。「必ず実施する」「実施しない」ということをここでは決めない方がよいと思う。金額や状況で判断して、追加募集をした方がよいと思う委員が過半数以上であれば、今までどおりに実施すればよいと思う。

【富田委員】

過去の11年間の経緯を見ると、追加募集は2012年に1件、2013年に3件行っている。2014年以降については「募集せず」となっている。多分これは、1期・2期の委員がいろいろを話し合い、結果として「募集せず」が8回続いているのだと思う。

【本城会長】

それは予算の範囲内であがったということだと思う。今まではおそらく、目いっぱい配分金額に近い金額で採択されていたと思う。今年度のように、配分額が余っても募集をしなかったということとは違うと思う。

【浦壁委員】

「予算ありき」との考え方はおかしいと思う。西山委員の発言にあったように、その都度、その時の状況を見て地域協議会で決めるべきだと思うので、わざわざ追加募集を明言する必要はないと思う。何のために採点していたのかということになってしまう。ボーダーライン以下の事業については、やはりそれなりの内容だと思う。自分としては活動内容等、いろいろな面において、総合点のボーダーラインに引っかけたため駄目だったということである。それを尊重すべきであり、初めから追加募集を決定すべきではないと思う。その都度決定すべきだと思う。

【吉田委員】

自分も、これまでどおり追加募集は明記せず、その都度判断し、協議の上決めて

いけばよいと思う。

【杉本委員】

自分も同じ意見である。残額にもよると思う。ボーダーラインは2つひいている。金額で1,240万円のラインと、点数で250点以上の点数を取ることができなければ駄目ということになっている。そのように採点を付けている。今までもその都度、配分残額を確認し協議して決定してきているため、これまでと同様でよいと思う。

【本城会長】

追加募集の有無について、採択の基本的なルールには記載せず、予算残額がある場合には、その都度、地域協議会で協議の上決定することとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に⑩「事務局の立場」である。これには1人の委員より意見があった。事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

この審査・採択の基本的なルールは、高田区地域協議会におけるルールをまとめたものである。ここでいう事務局は、その地域協議会の事務局である南部まちづくりセンターであり、ルール検討や審査を依頼した市の機関である南部まちづくりセンターとも同一であるためこのような記載になっていると理解してほしい。

【本城会長】

事務局の説明のとおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

以上で「B 審査・採択の基本的なルールについて」を終了する。

— 「C 審査・採点シート」 —

【本城会長】

次に「C 審査・採点シート」に入る。

⑪「審査・採点を行う委員名の公表について」である。これには1人の委員より意見があった。これについて意見のある委員の発言を求める。

【高野副会長】

公表について、高田区以外のところとの整合性はどうか。事務局より説明を

求める。

【堀川センター長】

所定の書式のとおり他の区でも名前は記載しないことになっている。

【浦壁委員】

今までどおりでよいと思う。提案者である澁市副会長の理由として「委員による透明で、公平・公正で、客観的な審査」と記載されているが、名前を書いて公表することによって、全部阻害されると思う。自分の真意・気持ちを意思表示するには、名前を出さないことが人間の心理だと思う。

【西山委員】

先ほど「良心を持って、きちんと委員20人全員で審査をする」と決まった。そのため、今までどおり名前を出さなくてもよいと思う。逆に名前を出すと、「またこの人はこの団体に肩入れをした」といった変な話が出るように思う。きちんと「良心に基づいて、全員で採点をする」ことに決まったため、現行どおりでよいと思う。

【本城会長】

審査・採点を行う委員名の公表について、現行どおり無記名でよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に⑫「審査項目の削除について」である。これには1人の委員より意見があった。これについて意見を求める。

【吉田委員】

今までどおりでよいと思う。

【本城会長】

審査項目の削除について、削除は行わず現行どおりの審査を行うこととしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に⑬「詳細な審査基準の例示について」である。これには1人の委員より意見があったが、提出者である澁市副会長より取り消しの申し出があった。

⑬は取り消しとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

以上で「C 審査・採点シート」を終了する。

— 「その他」 —

【本城会長】

次に「その他」に入る。

「(1) 提案時の必要経費の記載について」1人の委員より意見があった。

提案者である西山委員に確認である。「アバウト」とは「いい加減な」というように捉えているが、内容について説明を求める。

【西山委員】

「いい加減」ということではないが、これまでの提案を見ていると「事務費：何万円」となっていることがある。印刷費について、ある団体はきちんと合い見積もりを取って「どこどこ」で「幾らでやります」と出している、別の団体では「印刷費：何万円」となっていることがある。その違いが結構アバウトというか、きちんとしている団体ときちんとやっていないオブラートに包んだような申請のやり方をしている団体があると思う。

基本的に申請を出す際には、これが必要だということを事業計画の途中段階で出すわけではなく、ある程度の計画ができて必要な予算で申請することが普通だと思う。全部1つにまとめて「事務費」「印刷費」とするのはではなく、市民の税金でもあるため、きちんとしてほしいと思っている。

【本城会長】

例えば、事務局が書類を受け取る段階で、ある程度の見積書や諸経費について、チェックをしていると思う。もしそうだとすれば、委員の手元に届く前に、提案団体に対して事務局が指導できるのであれば、可能な範囲で指導してもらえばよいと思う。

ただ、4月1日からの20日間の申し込みの間に、10月の事業実施を予定していた場合には、大体これぐらいかかるだろう、という想定で事務費を計上する団体もあると思う。そういった団体であっても、事務局である程度は中身を問い合わせ、なるべく精査をして委員に提案書を配布してほしいと思う。

事務局にチェックをお願いするということでもよいと思う。そうでなければ、今のような話になってしまう。委員側としては、アバウト・いい加減といった部分はなかなか見にくいと思う。そういったことは、委員よりもむしろ事務局で見ってもらったほうがよいと思う。

【富田委員】

西山委員に確認したい。結局、事業が終わった後に報告書として領収書を全て出すと思う。報告書で過去に大きくかい離があったため、「アバウトはいけない」と言っているのか。

【西山委員】

過去に「事務費」で提案していたが、予算が余ったからといって備品を購入した団体がいた。それが認められるのかどうかというと、例えば「事務費」で5万円の補助を受け、実際に使用した金額が2万円で3万円残ったとする。その3万円を使ってよい場合もあるのかもしれないが、提案とは違ったため「なぜ購入したのか」との議論になったことが過去に1度ある。例えば、今の時点でコピー用紙を10箱購入するのであれば、見積書を見ればもう金額は出ているわけである。そのくらいのことをしてほしいということである。「事務費」や「印刷費」とひとまとめにすることはやめてもらいたいという意味である。

【本城会長】

もし報告書の段階でそういったことがわかれば、「返納」ということもあり得るわけである。そのため、そこは事務局にチェックしてもらえばよいと思う。地域協議会委員は細かくチェックできるほどの能力を持っていないと思う。

事務局は前向きに検討してもらえるか。

【堀川センター長】

今ほどの意見を基に、受け付けをする際にはきちんと精査をして対応して行きたいと思う。

【本城会長】

次に「(2) 募集・周知の強化について」は自分が意見を出した。これについて意見を求める。

【富田委員】

非常によい提案だと思うが、町内会長会だけでよいか。地域活動支援事業で高田区ではいろいろなことを行っている。正直、自分も地域協議会に参加するようになったためにわかることである。よい地域活動支援事業を、何かもっとPRすることが非常に大事だと思う。町内会長だけでなく、他に何か手はないかと思ってはいる

が、よいアイデアはない。

【本城会長】

町内会長会をとおして地域協議会だよりの配布もお願いするが、地域に活動団体があれば、ぜひ周知してもらいたいと思っている。

また、市の共生まちづくり課等に関連する事業団体が結構ある。高田の街中にもいろいろな団体があるため、そういったところからも応募してもらえよう、呼びかけをするということである。その方法を今回、募集をするにあたって広げていきたいと思っている。

提案のとおり周知することとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

事務局とも相談をして、配布したいと思う。

次に「(3) 提案団体（地域）の偏りについて」、1人の委員より意見があった。これについて意見のある委員の発言を求める。

【西山委員】

基本的には、5人以上で構成し市内で活動する団体であれば応募はできる。

例えば、寺町3丁目で4つ出したから、2丁目が6つ出したからだめといったことは制限できないと思う。中身が何かということであり、全体的に多いと思うのであれば、「それは少しおかしい、そのうちの2～3個でよいのではないか」という考えで採点をするのであればよいと思う。募集に関して、「いくつまで」との制限を設けることはおかしいと思っている。

【北川委員】

本日、茂原委員が欠席のため提案の趣旨がよくわからない。ただ単に「思えた」と記載されているため、これは意見だと思う。

【本城会長】

提案団体（地域）については制限せず、現行どおりとしてよいかを諮り、委員の了承を得る。

次に「(4) 事業の進捗状況の把握について」、1人の委員より意見があった。これについて意見のある委員の発言を求める。

【富田委員】

これは個人的に行おうと思っていることである。2月13日のお馬出しプロジェ

クト事業等に参加し、そういった場で「進捗状況はどうか」を聞きたいと思っている。個人的に聞くよりも、地域協議会のメンバーとして聞く方が聞きやすい。「4か月に1回ヒアリング」としたが、自分が個人的に出向いてあれこれと聞いても「なぜそのようなことを聞くのか」といわれたら意味がない。そのため、その他の意見として提案をした。

【本城会長】

提案団体の事業については、地域協議会の中で事務局から催し予定表が出ている。委員がそういったところに参加し、どういう状況なのかを確認する。事前に疑義があれば、その団体に連絡とって会合等で意見交換をするということを委員各自が率先して行ってほしい。そして各団体の事情をよく把握していただきたいと思っている。4か月に1回、地域協議会委員が点検・チェックに行くことはなかなかできないことである。気持ちはわかったが、事務局も努力していることを理解いただきたい。

【高野副会長】

地域協議会委員は名刺を作っている。名刺を大いに活用して個人的に出向いて、ヒアリングしてくればよいと思う。

【本城会長】

以上で委員より出された意見に関する協議が終了した。

全体をとおして意見等ある委員の発言を求めるがなし。

【本城会長】

本日の検討結果を反映した資料を、次回の会議にて示すこととする。

以上で次第3 議題「(1) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について」を終了する。

—次第4 事務連絡—

【本城会長】

次に次第4「事務連絡」について事務局より説明を求める。

【堀川センター長】

- ・ 次回の協議会の日程連絡
- ・ 第13回地域協議会：2月15日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・ 第14回地域協議会：3月15日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ
- ・ 令和2年度 高田区地域協議会 活動報告会：3月8日（月） 午後6時30分から 福祉交流プラザ

【本城会長】

今ほどの説明に質疑を求めるがなし。

最後に、全体をとおして質問等を求めるがなし。

- ・ 会議の閉会を宣言

9 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL: 025-522-8831 (直通)

E-mail: nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。